

2020年6月2日
2020年8月28日更新

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する日本ガスグループの取り組みについて

日本ガス株式会社

平素は日本ガスグループをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

弊社は新型コロナウイルス感染症対策として、お客さまや弊社グループ社員の安全と健康を最優先に考え、感染拡大防止の取り組みを継続し、エネルギーの安定供給および保安の確保に努めております。

現在、鹿児島県内においても感染者の発生が続いており、弊社は「第一次非常体制」を発令中です。非常体制下における具体的な取り組みについて下記の通りご案内いたします。

お客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. お客さま向け業務に関する取り組み

項目	内容
お客さま対応	<ul style="list-style-type: none">・お客さまの生活に必要な業務（開栓・閉栓・機器修理・定期保安点検等）は、事前のご了解と従業員の感染防止対策を徹底した上で実施・営業活動については、お客さまからの要請やお客さまのご了解のもと実施可能とします
料金関係	<ul style="list-style-type: none">・ガス、電気料金の支払期限を1カ月延長（2・3・4・5月検針分） ※適用条件は当社ホームページをご確認ください https://www.nihongas.co.jp/resource/news/20200420.pdf
ショールーム	<ul style="list-style-type: none">・サテライフ紫原館 通常営業（開館：月曜～土曜 9:00-17:30）
料理教室	<ul style="list-style-type: none">・かごしまキッチンほのほの 料理教室は当面の間、再開見送り ※再開時期は決まり次第ホームページにてご案内いたします ※インスタライブ等、動画配信による料理教室を実施中です https://www.nihongas.co.jp/honohonocooking.html
サービスショップ 機器販売・展示会	<ul style="list-style-type: none">・個別のガス機器やリフォームのご提案・ご商談については、お客さま事前のご了解と従業員の感染防止対策を徹底した上で実施・サービスショップの機器展示会、ミニガス展は状況を踏まえた中で7月より順次再開 （お客さまの健康と安全を第一に考慮した運営形態で実施）

2. エネルギーの安定供給・保安確保に向けた取り組み

項目	内容
原料調達	<ul style="list-style-type: none"> ・LNG 船および LPG 船からの原料等の受入に際し、従業員の感染防止対策を徹底 ・LNG 船からの原料受入に際し、非接触型荷役（船陸双方の従事者が接触することなく荷役する方法）を7月2～3日にかけて実施
製造/供給/緊急保安	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの製造、供給、緊急保安業務に従事する者の感染防止措置を徹底 ・WEB 会議の継続（社内会議を含む） ・供給/緊急保安部門の活動拠点を鹿児島市内2ヶ所へ分散化（分散化の実施・解除判断は警戒本部にて協議） ・製造部門の執務場所を業務別に分散化し、製造オペレーターの感染防止を強化

3. 当社グループ従業員に関する取り組み（一部は日本ガスにて実施）

項目	内容
予防	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染予防対策（手洗い、手指消毒、必要に応じたマスクの着用） ・お客さまとの面会時、人と接する機会にはマスクを着用（業務によってはフェイスシールドの着用） ・営業活動はお客さまの事前ご了解を得て実施 ・更衣室や会議室等の利用を制限し、社内感染リスクの低減 ・プライベートにおける不要不急の県外訪問、もしくは県外からの来訪は当面自粛 ・社内警戒本部の当面継続 ・総務グループ内に厚生班を設置するとともに、第二次非常体制に向けた準備 ・万一感染した場合、感染前後の行動履歴の上長報告 ・全従業員を対象とした出勤前の検温実施
勤務形態等	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤の継続による通勤時の公共交通機関での感染リスクを低減 ・在宅勤務（テレワーク）の一部実施
出張/イベント/会議等	<ul style="list-style-type: none"> ・県外からの来訪者については行動履歴（体調や感染者との接触等）を事前に伺ったうえで対応 ・WEB 会議を活用し、今後の出張や会議の在り方の見直し ・ソーシャルディスタンス（社会的距離1m）がとれない会議は原則禁止 ・不要不急の案件に関する出張は当面禁止 ・懇親会参加は可能とするが、鹿児島県が発行する「感染防止対策の施してある飲食店」ステッカー貼付の店に限る ・事業継続の観点から、同一部署の半数を超える懇親会への参加は不可とする ・キャバレーやナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブのうち、接待を伴う飲食店並びにカラオケボックスの利用は禁止とする

※第一次非常体制の解除基準は、国の指針に準じ、「直近1週間の10万人あたり累積新規感染者数0.5人未満程度」を参考とします。

以上